

介護保険負担限度額認定の申請について ～施設サービスの自己負担分の軽減制度～

特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院の施設サービスを利用された場合、食費・居住費は原則自己負担ですが、住民税非課税世帯の方は、申請することによって負担を軽減する制度があります（負担限度額認定）

対象となるのは、次の①～③を**全て**満たす人です



①所属する世帯の全員が住民税非課税者であること

②配偶者が住民税非課税者であること

※別世帯・内縁関係の配偶者も含みます

③本人の対象資産が下図の基準額以下であること

※対象資産については、裏面に記載しています

利用者負担段階		資産の基準額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者など	
第2段階	本人の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が年額82.65万円以下の方	650万円（夫婦は1650万円）
第3段階①	本人の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が年額82.65万円超120万円以下の方	550万円（夫婦は1550万円）
第3段階②	本人の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が年額120万円を超える方	500万円（夫婦は1500万円）

※65歳未満で介護保険の認定を受けている場合、段階に関わらず資産の基準額は1000万円（夫婦は2000万円）です

軽減を受けるには、申請が必要です

- ・申請書
- ・同意書（申請書裏面）
- ・対象資産の確認資料

を揃えて、市役所・支局・市民センターへ申請してください

問い合わせ先

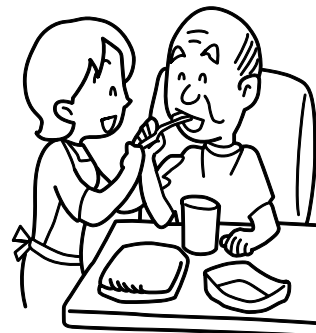
新見市

高齢者支援課 介護保険係

（０８６７）７２－３１４８

〒７１８－８５０１

岡山県新見市新見３１０番地３



負担限度額認定による軽減の対象となるサービス

負担限度額認定を受けている方は、

特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設)
老人保健施設
介護医療院
のいずれかに

入所
もしくは
短期入所
(ショートステイ)

している間の

食費
と
居住費
(部屋代)

が軽減されます

各利用者負担段階ごとの負担限度額(利用者が負担する額)は以下のとおりです

軽減を受けない場合の
自己負担額の目安※

1日あたりの費用(円)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
居住費	ユニット型個室	880	880	1,370	1,470	2,066
	ユニット型個室的多床室	550	550	1,370	1,470	1,728
	従来型個室 (特別養護老人ホーム)	380	480	880	980	1,231
	従来型個室 (老人保健施設・介護医療院等)	550	550	1,370	1,470	1,728
	多床室 (特別養護老人ホーム)	0	430	430	530	915
	多床室 (老人保健施設・介護医療院等) ※室料を徴収する場合	0	430	430	530	697
	多床室 (老人保健施設・介護医療院等) ※室料を徴収しない場合	0	430	430	430	437
食費		300	390 (600)	680 (1,030)	1,420 (1,360)	1,545

※()はショートステイ利用時の食費負担額

※「基準費用額」は、国が定めている平均の費用の額です

※※負担軽減を受けない場合の費用は、施設ごとに決められていますので、実際の額とは異なる場合もあります。詳細は各施設に確認をお願いします

対象となるもの...以下の確認資料等を添付して申請してください	
預貯金 普通預金 定期預金 等 定期預金等も 含みます	通帳のコピーを確認資料として添付してください ※同じ金融機関に複数口座がある場合や、複数の金融機関に口座がある場合には、それら全てが申告の対象です
現金	申請書の「現金」欄に金額を記載してください
有価証券 株式 国債 地方債 社債 投資信託等	信託銀行、証券会社や銀行等の申請日時点での口座残高の写し等を添付してください
金・銀などの貴金属 積立て購入含む、購入先口座残高により時価評価額が容易に把握できるもの	購入先の銀行等の口座残高の写し等を添付してください
負債 借入金・住宅ローン等がある場合、その額を資産額から差し引きます	借用証書の写し(貸し付け額・返済期限、署名・捺印があるもの)を添付してください <u>※ただし、自営業者など事業にかかる負債については、個人名義であっても対象負債とはみなしません</u>

配偶者がいる場合は、配偶者名義のものも申告の対象となります（内縁関係の場合も含みます）

対象とならないもの...申請する必要はありません
土地 家屋 自動車 生命保険(貯蓄性のあるもの含む) 絵画・骨董品など ゴルフ場会員権 腕時計・宝石等時価評価額の把握が困難な貴金属

通帳のコピーをお取りいただくときのお願い

以下の
2箇所

と

定期預金
ページ
もしくは証書

をコピーしてください

口座名義人 ■■ ■■
普通口座
口座番号 ~~~

〇〇銀行

通
帳
見
本

通帳の表紙を
一枚めくったページ

年月日	摘要	お支払い	お預かり	差引残高
28-5-1	ATM出金	〇〇		□□
28-5-10	振込		〇〇	□□
28-6-15	国民年金		〇〇	□□
28-6-24	利息		〇〇	□□
28-7-5	電気	() ()		□□
28-7-5	水道	〇〇		□□
28-7-17	ATM出金	〇〇		□□
28-7-21	振込		〇〇	□□

現在の残高が記載され
ているページ

注意事項

○申請日の直近の残高が分かるよう、必ず事前に記帳してから申請してください
※最終記帳日から申請日まで日数が経過している場合には、記帳した上での提出をお願いすることがあります

○申請日からみて2ヶ月前からの出入りが分かるようにさかのぼってコピーしてください
※ページが変わったばかり、通帳が新しく切り替わったばかりなどの場合はご注意ください

○複数口、もしくは複数金融機関に口座をお持ちの場合には、その全ての口座に関して、コピーを添付してください

○配偶者がいる場合は、ご夫婦お二人ともについて資産等の申告が必要です

○定期預金・出資証券等もお持ちの場合には、定期預金のページ(もしくは定期預金証書等の写し)も、必ずコピーを添付してください

申請書・同意書欄・添付書類に不備・不足がある場合には、申請を受け付けできないことがあります。全ての書類を揃えてからご提出ください